

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例（平成25年12月24日京都市条例第76号）（行財政局防災危機管理室）

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）の施行により水防法の一部が改正され、市町村地域防災計画に大規模工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を条例で定めなければならないこととなったため、当該基準を定めることとしました。

条例の内容は、次のとおりです。

（趣旨）

第1条 この条例は、水防法第15条第1項第3号八の規定に基づき、京都市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。

（基準）

第2条 前条の基準は、工場、作業場又は倉庫であって、延べ面積が10,000平方メートル以上であることとする。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 76号

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法第15条第1項第3号八の規定に基づき、京都市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 前条の基準は、工場、作業場又は倉庫であって、延べ面積が10,000平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局防災危機管理室)